

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 又 は 協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ベナン	アトランティック県アラダ病院 建設・整備計画のための贈与に 関する日本国政府とベナン共和 国政府との間の交換公文	アトランティック県アラダ病院建設・整備計画を実施 するために必要な生産物及び役務の購入	1,900,000千円 H31.9.30まで	H27.3.31 コトヌで (同日)	日本側 塚原大武在ベナン 大使 ベナン側 ナシル・バコ・ アリファリ外務・アフリ カ統合・仏語圏・在外ベ ナン人大臣	H27.4.13 134号
ベナン	食糧援助に関する日本国政府と ベナン共和国政府との間の交換 公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	420,000千円 -----	H27.10.6 コトヌで (同日)	日本側 塚原大武在ベナン 大使 ベナン側 サリウ・アカデ イリ外務・アフリカ統合 ・仏語圏・在外ベナン人 大臣	H27.10.20 359号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。

(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。

(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。

(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。